（国際受刑者移送法施行規則の一部改正）

第五条　国際受刑者移送法施行規則（平成十五年法務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則を適用する場合の読替え） **第三条**　法第二十一条の規定により更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の規定を適用する場合における犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）第一章（第一条及び第二条を除く。）、第二章第一節（第七条第三項及び第四項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第二項並びに第二十九条から第三十一条までを除く。）、第三章第一節（第四十五条、第四十九条、第五十条の二、第五十一条、第五十二条第八項、第五十五条第四項、第六十三条及び第六十四条を除く。）、第四節（第九十二条第二項、第九十八条及び第九十九条を除く。）及び第七節、第四章（第百十四条及び第百十四条の二を除く。）、第五章並びに第六章（第百二十五条を除く。）の規定の適用については、法第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなす。この場合において、同規則第七条第一項第二号及び第九十二条第一項第三号中「刑名」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の種類」と、同規則第七条第一項第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除」と、同規則第百十八条第二項中「刑事上の手続、保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」とする。	（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則を適用する場合の読替え） **第三条**　法第二十一条の規定により更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の規定を適用する場合における犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）第一章（第一条及び第二条を除く。）、第二章第一節（第七条第三項から第五項まで、第十一条第二項及び第三項、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第二項並びに第二十九条から第三十一条までを除く。）、第三章第一節（第四十五条、第四十九条、第五十一条、第五十五条第四項、第六十三条及び第六十四条を除く。）、第四節（第九十八条及び第九十九条を除く。）及び第七節、第四章（第百十四条を除く。）並びに第五章の規定の適用については、法第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなす。この場合において、同規則第七条第一項第二号及び第九十二条第三号中「刑名」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の種類」と、同規則第七条第一項第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除」と、同規則第百十八条第二項中「刑事上の手続、保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」とする。

（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部改正）

第六条　犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　仮釈放等 第一節　仮釈放、仮出場及び少年院からの仮退院 ［第一款～第七款　略］ 第二節　収容中の者の不定期刑の終了（第三十五条―第三十七条） 第三節　収容中の者の退院（第三十八条―第四十条の五） 第三章　保護観察 ［第一節～第五節　略］ 第六節　削除 第七節　［略］ ［第四章～第六章　略］ 附則 （目的） **第一条**　この規則は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、更生保護法（以下「法」という。）の規定に基づいて行う社会内における処遇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	目次 第一章　［同上］ 第二章　仮釈放等 第一節　仮釈放、仮出場、少年院からの仮退院及び婦人補導院からの仮退院 ［第一款～第七款　同上］ 第二節　刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了（第三十五条―第三十七条） 第三節　少年院に収容中の者の退院（第三十八条―第四十条の五） 第三章　保護観察 ［第一節～第五節　同上］ 第六節　婦人補導院仮退院者（第百六条―第百九条） 第七節　［同上］ ［第四章～第六章　同上］ 附則 （目的） **第一条**　この規則は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、更生保護法（以下「法」という。）及び売春防止法の規定に基づいて行う社会内における処遇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。